

視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書

障がい者の平等な暮らしと社会参加の推進は、我が国において社会と地域の大きな課題となつてゐるが、情報の八割以上が視覚情報である現代社会において、視覚障がい者が安心して生活するためには情報格差をこれ以上広げない対策が求められている。

特に、FM放送とテレビのアナログ放送とともにVHF帯の電波を使うため、多くの視覚障がい者が、値段が安く一台で両方聴けるFMラジオでテレビを楽しんできたところであるが、本年七月の地上波テレビのデジタル放送への完全移行（被災三県を除く）により、テレビの音声もFMラジオから聞くことができなくなった。また、多機能化に伴ってテレビの操作はこれまでより複雑になつてゐるが、リモコンなどの操作情報の音声化の開発などはメーカー任せでなかなか進んでいない。また、テレビ情報の平等な入手に欠かせない解説放送を増やす具体的な施策が不十分である上、FMラジオによるテレビ放送受信の道も絶たれたことから、このままでは視覚障がい者がテレビ情報から遠ざけられてしまいかねない事態となつてゐる。「平成十八年身体障害児・者実態調査結果」によれば、情報の入手方法の第一位がテレビ（一般放送）であり、視覚障がい者の入手先の六十六パーセントを占めてゐることから、テレビは欠かせないメディアであり、災害時においてもテレビ情報は視覚障がい者にとつても不可欠である。

また、FMラジオで聴くことができるテレビ放送は、視覚障がい者だけでなく、テレビが見られない中で作業を行う様々な職種の方々にもニーズがあり、こういった方々にとつても欠かせないものであつた。

よつて、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 一 携帯用ラジオに、テレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、従来どおりテレビ放送が聴けるようにする取組を推進すること。
 - 二 受信機や録画機のリモコンの全ての機能が、音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じるなど、視覚障がい者の使いやすさを最大限考慮すること。
 - 三 解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅に増やし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十二月十三日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
厚生労働大臣	小宮山洋子殿